

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正

する等の法律案（閣法第三八号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務及びインターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する事業等に対する助成金の交付等の業務を追加する等の措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及として行うサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練の業務を追加する。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更などをしようとする際にサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。

二、機構は、平成三十四年三月三十一日までの間、インターネット・オブ・シングスの実現に資する新たな

電気通信技術の開発若しくはその有効性の実証のための設備を他人の利用に供する新技術開発施設供用事業又は情報を大量に記録し高速度で送受信することが可能な電気通信設備をその設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用に供する地域特定電気通信設備供用事業を実施しようとする者に対し、当該事業に必要な資金に対する債務保証及び助成金の交付の業務を行う。

三、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限（平成二十八年五月三十一日）の到来に伴い、同法を廃止する。

四、この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。